令和４年度　文教委員会資料 ①②

【議案第７３号】

高津区における町区域の設定について

【議案第７４号】

高津区における住居表示の実施区域及び方法について

資　料　　提出議案関係資料

市　民　文　化　局

（令和４年６月１日）

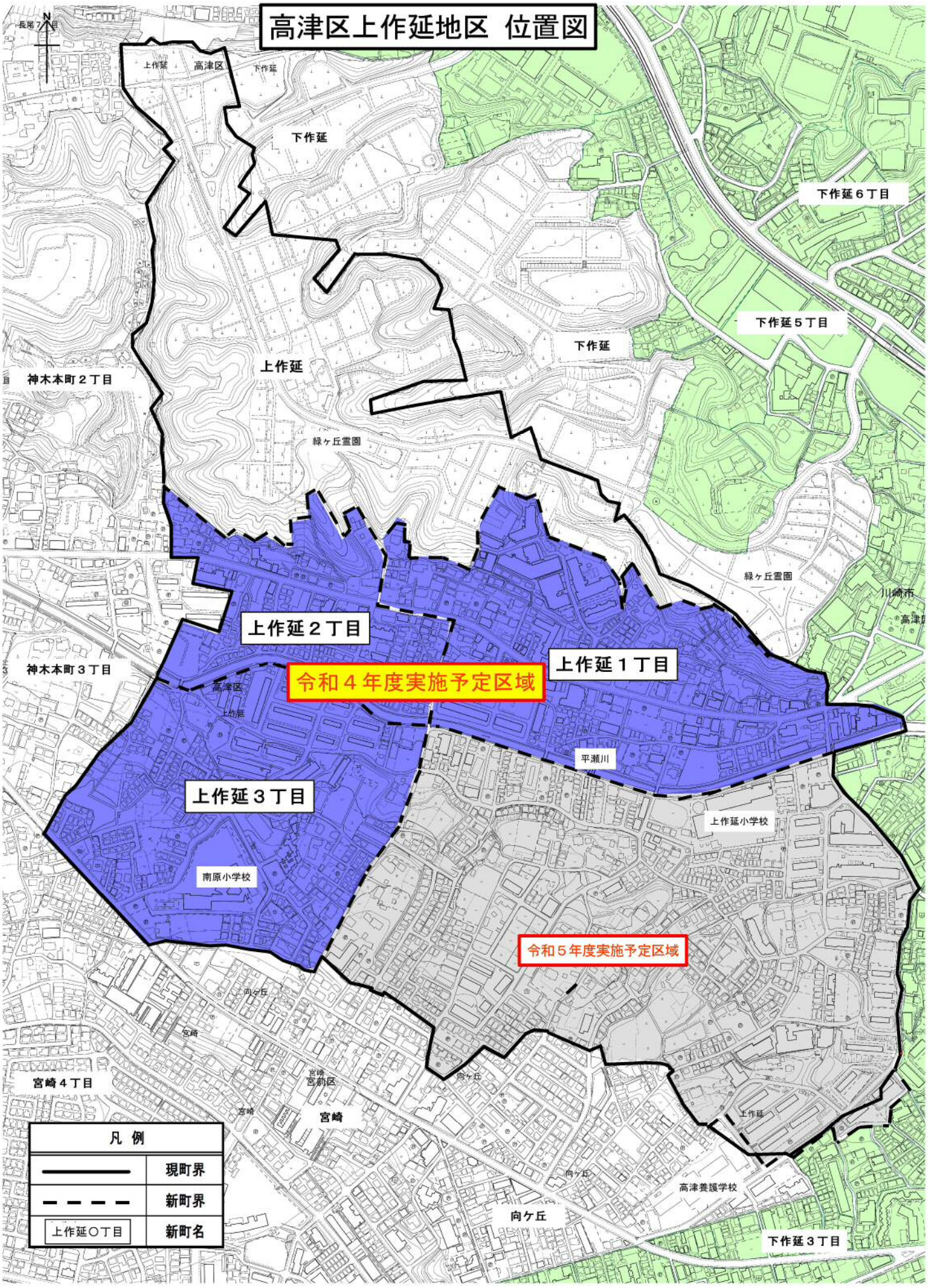
高津区上作延地区　位置図
N
長尾７丁目
上作延
高津区
下作延
下作延
下作延６丁目
下作延５丁目
下作延
上作延
神木本町２丁目
緑ヶ丘霊園
緑ヶ丘霊園
川崎市
上作延２丁目
上作延１丁目
令和４年度実施予定区域
神木本町３丁目
高津区
上作延
平瀬川
上作延３丁目
上作延小学校
南原小学校
令和５年度実施予定区域
向ヶ丘
宮崎
宮崎４丁目
宮崎
宮前区
宮崎
向ヶ丘
上作延
向ヶ丘
高津養護学校
向ヶ丘
下作延３丁目
凡　例
現町界
新町界
上作延○丁目
新町名

上作延地区住居表示検討経過等

１　住居表示検討経過

平成２７年７月１１日	○上作延町会住居表示勉強会 ・住居表示のあらまし ・住居表示の実施基準等 ・住居表示検討委員会について ・住居表示実施に伴う住所変更の手続等について
平成２９年１月２８日	○上作延町会　住居表示の実施に関する説明 ・住居表示のあらまし、実施の流れ等
令和元年７月１２日	○全町会・自治会長　住居表示の実施に関する説明 ・住居表示のあらまし、実施の流れ等
令和元年８月～９月	○各自治会　住居表示の実施に関する説明 ・住居表示のあらまし、実施の流れ等

～新型コロナウイルス感染症の影響により、検討委員会の開催中止あり～

令和２年１０月２３日	○第１回　上作延地区住居表示検討委員会 ・検討委員会名称、規約、役員の選任について ・検討委員会の役割について ・検討委員会設立のお知らせ案について

～新型コロナウイルス感染症の影響により、検討委員会の開催中止あり～

令和３年４月～５月	○新町界案に関する事前聴取（郵送） ・新町界案について
令和３年１０月　７日	○第１回上作延地区住居表示検討委員会（小委員会） ・住居表示実施の対象区域について ・新町界案の検討について
令和３年１０月２７日	○第２回上作延地区住居表示検討委員会（小委員会） ・第１回小委員会の検討内容の確認について ・新町界案の検討について
令和３年１１月１７日	○第２回上作延地区住居表示検討委員会 ・新町界・新町名案について ・新町界・新町名案のお知らせ案について
令和３年１１月２５日	○第３回上作延地区住居表示検討委員会（小委員会） ・第２回小委員会の内容の確認について ・町の区域の合理化について

令和３年１２月８日	○第４回上作延地区住居表示検討委員会（小委員会） ・第３回小委員会の内容の確認について ・町の区域の合理化について
令和３年１２月８日	○第５回上作延地区住居表示検討委員会（小委員会） ・第４回小委員会の内容の確認について ・上作延地区及び向ケ丘地区の町界の合理化（町界変更）について
令和４年１月２４日	○第３回上作延地区住居表示検討委員会 ・新町界・新町名案について
令和４年３月１６日	○第４回上作延地区住居表示検討委員会 ・上作延地区の新町界・新町名の確認及び承認について ・今後のスケジュールについて

２　町区域の設定案の告示（住居表示に関する法律第５条の２第１項）

告示日　令和４年３月２５日

３　実施予定時期

令和５年１月頃

町区域の設定図

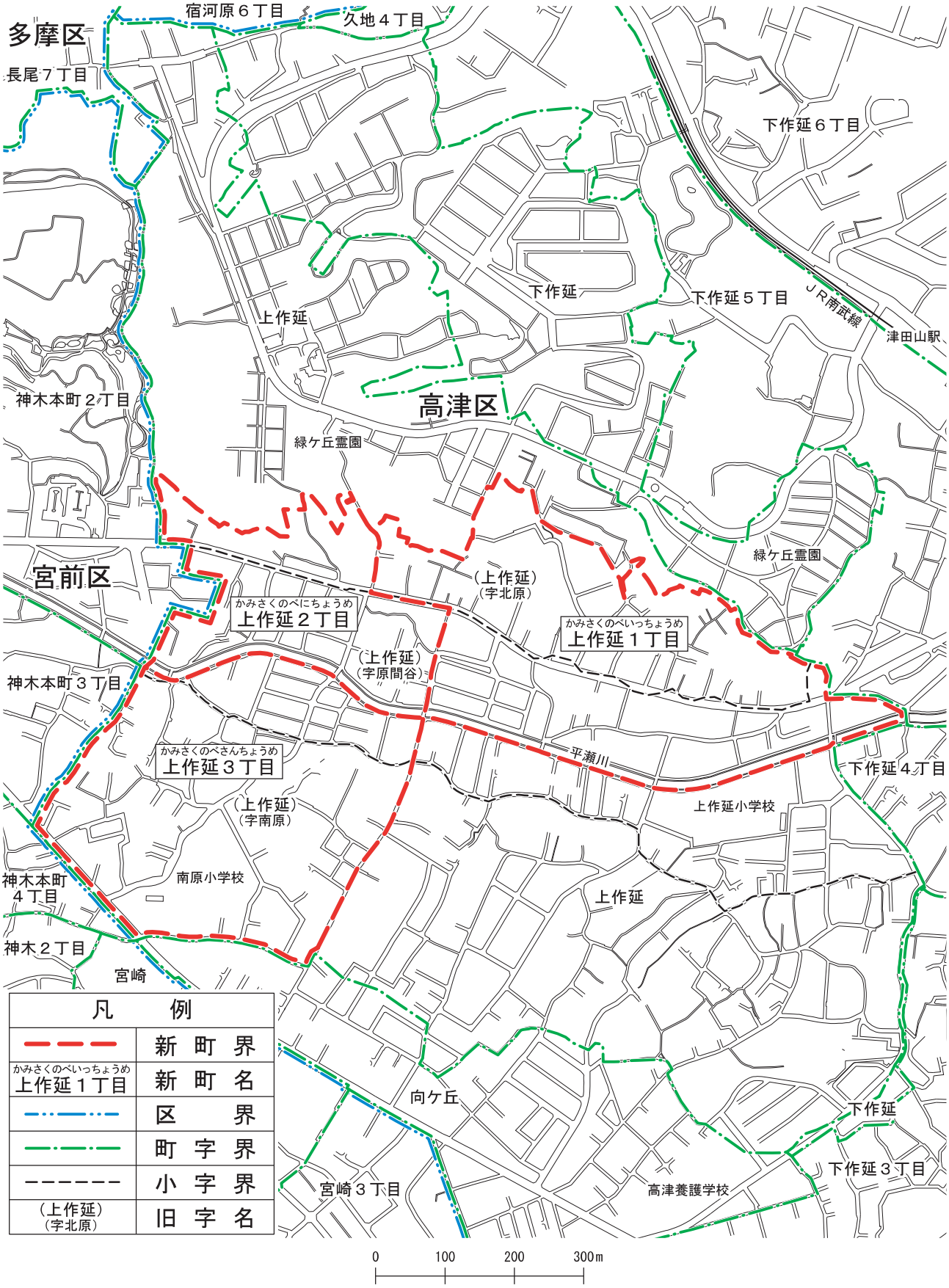
N
多摩区
宿河原６丁目
久地４丁目
長尾７丁目
下作延６丁目
下作延
下作延５丁目
ＪＲ南武線
津田山駅
上作延
神木本町２丁目
高津区
緑ケ丘霊園
緑ケ丘霊園
宮前区
（上作延）
（字北原）
かみさくのべにちょうめ
上作延２丁目
かみさくのべいっちょうめ
上作延１丁目
（上作延）
（字原間谷）
神木本町３丁目
かみさくのべさんちょうめ
上作延３丁目
平瀬川
下作延４丁目
上作延小学校
（上作延）
（字南原）
神木本町
４丁目
南原小学校
上作延
神木２丁目
宮崎
凡　例
新町界
かみさくのべいっちょうめ
上作延１丁目
新町名
区界
町字界
小字界
（上作延）
（字北原）
旧字名
向ケ丘
下作延
下作延３丁目
宮崎３丁目
高津養護学校
0
100
200
300m

上作延地区における町区域の設定に伴う面積、世帯数、人口

新町名	左に含まれる現在の区域	面積 （ha）	世帯数 （世帯）	人口 （人）
上作延１丁目	上作延字北原の一部 上作延字原間谷の一部	17.2	1,496	3,063
上作延２丁目	上作延字北原の一部 上作延字原間谷の一部 上作延字南原の一部	8.0	537	1,169
上作延３丁目	上作延字原間谷の一部 上作延字南原の一部	16.7	875	1,729
合計		41.9	2,908	5,961

（令和4年1月末現在）

住居表示の実施区域図

N
多摩区
宿河原６丁目
久地４丁目
長尾７丁目
下作延６丁目
下作延
下作延５丁目
ＪＲ南武線
津田山駅
上作延
神木本町２丁目
高津区
緑ケ丘霊園
宮前区
上作延
字北原
緑ケ丘霊園
上作延
字原間谷
神木本町３丁目
平瀬川
下作延４丁目
上作延
字南原
上作延小学校
南原小学校
神木本町
４丁目
上作延
神木２丁目
宮崎４丁目
宮崎
向ケ丘
下作延
下作延３丁目
宮崎３丁目
高津養護学校
凡　例
実施区域
区　界
町字界
小字界
0
100
200
300m

住居表示実施状況(区別)

区名	面積(ha)	住居表示対象面積(ha)	実施済面積(ha)	実施率(%)	未実施面積(ha)
川崎	4,025	2,788	2,646.35	97.11	78.65
幸	1,009	870	442.06	50.87	426.94
中原	1,481	1,338	911.67	68.14	426.33
高津	1,710	1,434	933.27 ※(975.17)	65.08 ※(68.00)	500.73 ※(458.83)
宮前	1,860	1,851	1,377.07	74.40	473.93
多摩	2,039	1,921	1,610.56	83.84	310.44
麻生	2,311	1,679	1,591.00	94.75	88.00
合計	14,435	11,881	9,511.98 ※(9,553.88)	80.06 ※(80.41)	2,369.02 ※(2,327.12)

※(　　)は今回の高津区上作延地区(41.9ha)の住居表示実施後の数値

地方自治法（昭和２２年４月１７日法律第６７号）【抜粋】

（市町村区域内の町又は字の区域）

第２６０条　市町村長は、政令で特別の定をする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

２　前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

３　第１項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法施行令（昭和２２年５月３日号外政令第１６号）【抜粋】

（土地区画整理事業の施行地区についてする処分の効力）

第１７９条　地方自治法第２６０条第１項の規定による処分で、旧耕地整理法（明治４２年法律第３０号）による耕地整理、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）による土地改良事業（換地処分を伴うものに限る。）、土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和５０年法律第６７号）による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第２条第１号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第３０条第４項の規定による換地処分の認可の告示の日、土地改良法第５４条第４項（同法第８９条の２第１０項、第９６条及び第９６条の４において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があった日の翌日又は土地区画整理法第１０３条第４項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第８３条において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があった日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

住居表示に関する法律（昭和３７年５月１０日法律第１１９号）

（目的）

第１条　この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（住居表示の原則）

第２条　市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、群、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２０の区及び同法第２５２条の２０の２の総合区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

１　街区方式　市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

２　道路方式　市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

（住居表示の実施手続）

第３条　市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

２　市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

３　市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

４　市町村は、第１項及び第２項に規定する措置を行なうに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

（条例への委任）

第４条　前条第３項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

（町又は字の区域の合理化等）

第５条　街区方式によって住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

２　前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

（町又は字の区域の新設等の手続きの特例）

第５条の２　市長村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第２条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第２６０条第１項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

２　前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有するもので市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市長村長に対し、前項の公示の日から３０日を経過する日までに、その５０人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

３　市長村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

４　第２項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

５　市長村長は、第２項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

６　市町村の議会は、第２項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

７　市町村の議会は、第２項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

８　第２項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第１項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

（住居表示義務）

第６条　何人も、住居の表示については、第３条第３項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第２項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるよう努めなければならない。

２　国及び地方公共団体の機関は、住民基本台帳、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第３条第３項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第２項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

（手数料その他の徴収金に関する特例）

第７条　第３条第１項及び第２項の規定による住居表示の実施並びに第４条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

（表示板の設置等）

第８条　市町村は、第３条第３項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

２　前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

（住居表示台帳）

第９条　市町村は、第３条第３項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

２　市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

（旧町名等の継承）

第９条の２　市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（国又は都道府県の指導等）

第１０条　国又は都道府県は、この法律の円滑な実施のため、市町村に対し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

２　総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第３条第１項及び第２項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

３　総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第３条、第５条、第５条の２及び第８条から前条までの規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

４　総務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

（国及び都道府県の機関等の協力）

第１１条　国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行われるよう市町村に協力しなければならない。

（委任規定）

第１２条　この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

（政令への委任）

第１３条　この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（住居表示の実施に関する経過規定）

２　市町村は、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、すみやかにこの法律の規定による住居表示を実施するように努めなければならない。

（公簿の整理）

３　第３条第１項及び第２項の規定による住居表示の実施に伴う第６条第２項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。

附　則（昭和４２年７月２５日法律第８１号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月をこえない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（昭和４２年８月１０日法律第１３３号）

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この法律による改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第５条の２の規定は、この法律の施行の際すでに議案を議会に提出してある町又は字の区域の新設等に関する処分については、適用しない。

３　都道府県知事は、この法律による改正前の住居表示に関する法律により住居表示の実施のために行われた町又は字の区域の新設等に関する処分で地方自治法第２６０条第２項の規定による告示がなされたものについて、新法第５条の規定又は同法第１２条の規定により自治大臣が定めた技術的基準に適合していないものがあると認めるときは、当該告示がなされた日（当該告示がこの法律施行の日前になされた場合にあつては、この法律施行の日）から６月以内に、市長村長に対し、当該処分の是正のために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

４　前項の求めに係る町又は字の区域の新設等の処分に関する市町村の議会の議決については、新法第５条の２第６項の規定を準用する。

附　則（昭和５８年１２月１０日法律第８３号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第１４条　この法律（附則第１条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第１６条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第２条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附　則（昭和６０年６月１４日法律第５９号）

１　この法律は、公布の日から施行する。

２　改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第５条の規定は、この法律の施行の日以後に新法第５条の２第１項の規定により公示される案に係る町又は字の区域について適用し、同日前に改正前の住居表示に関する法律第５条の２第１項の規定により公示された案に係る町又は字の区域については、なお従前の例による。

附　則（平成１１年１２月２２日法律第１６０号）抄

（施行期日）

第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成１３年１月６日から施行する。